

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の閣議決定について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月 14 日(金)に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(以下「第 4 次一括法案」という。)が閣議決定され、第 186 回国会へ提出されました。

障害保健福祉部所管法律の改正の概要については、下記のとおりであり、別添として「第 4 次分権一括法案 新旧対照条文」の抜粋(別添 1)及び経過措置に係る案文(別添 2)等を添付しますので、御参照下さい。

なお、今後も、随時情報提供していくこととしますが、下記の事務・権限の移譲の施行日は平成 27 年 4 月 1 日を予定しているため、法案が成立した際には、関係都道府県等におかれては、施行の準備をお願いすることとなるので、御了知願います。

記

1 改正の概要

- 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)【新旧対照表 P24】、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)【新旧対照表 P94】
【児童福祉法】
 - ・ 全ての事業所が一の指定都市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先を指定都市の長とする旨の規定を追加する(第 21 条の 5 の 25 第 2 項関係)。
 - ・ これに伴い、指定都市の長においては、届出を受けた事業者に対して、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、報告を求める等の権限を行うことが可能となる(第 21 条の 5 の 26 第 1 項関係)。
 - ・ 指定都市の長が報告を求める等の権限を行うときは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行った都道府県知事(以下「関係都道府県知事」という。)と密接な連携を行う旨の規定を追加するとともに、都道府県知事が指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときに、指定都市の長にも報告を求める等の権限を行うよう求めることができる旨の規定を追加する(第 21 条の 5 の 26 第 2 項、第 3 項関係)。
 - ・ 指定障害児通所支援事業者が、第 21 条の 5 の 27 第 3 項に基づく適正な業務管理体制を整備すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した場合に、指定都市の長が、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知する旨の規定を追加する(第 21 条の 5

の 27 第 5 項関係)。

- ・ ただし、第 21 条の 5 の 26 第 2 項、第 3 項及び第 21 条の 5 の 27 第 5 項の規定については、指定障害児通所支援事業者の指定権限が大都市特例によって指定都市の長に下りていることから、現時点においては、当該規定が適用される場面は想定されない。
- ・ なお、既に改正前の規定に基づいて届出等を行っている場合には所要の経過措置が設けられており、改めて届出をし直す必要はない（第 4 次一括法案附則第 7 条）。
- ・ これらの規定は、法第 24 条の 19 の 2 において、指定障害児入所施設等の設置者について準用されている。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

- ・ 全ての事業所等が一の指定都市の区域に所在する指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先を指定都市の長とする旨の規定を追加する（第 51 条の 2 第 2 項関係）。
- ・ これに伴い、指定都市の長においては、届出を受けた事業者に対して、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、報告を求める等の権限を行うことが可能となる（第 51 条の 3 第 1 項関係）。
- ・ 指定都市の長が、報告を求める等の権限を行うときは、当該指定事業者等に係る指定を行った都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）と密接な連携を行うものとする旨の規定を追加するとともに、都道府県知事が指定事業者等に係る業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときに、指定都市の長にも報告を求める等の権限を行うよう求めることができる旨の規定を追加する（第 51 条の 3 第 2 項、第 3 項関係）。
- ・ 指定事業者等が、第 51 条の 4 第 3 項に基づく適正な業務管理体制を整備すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した場合に、指定都市の長が、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知する旨の規定を追加する（第 51 条の 4 第 5 項関係）。
- ・ ただし、第 51 条の 3 第 2 項、第 3 項及び第 51 条の 4 第 5 項の規定については、指定事業者等の指定権限が大都市特例によって指定都市の長に下りていることから、現時点においては、当該規定が適用される場面は想定されない。
- ・ なお、既に改正前の規定に基づいて届出等を行っている場合には所要の経過措置が設けられており、改めて届出をし直す必要はない（第 4 次一括法案附則第 7 条）。
- ・ また、法第 51 条の 32 第 2 項から第 4 項まで及び第 51 条の 33 第 5 項において、指定相談支援事業者についても同様の規定の整備を行う。

○ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）【新旧対照表 P39】

- ・ 身体障害者福祉司に関する養成施設の指定権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲する（第 12 条第 5 号関係）。
- ・ なお、現在のところ、本法の規定に基づいて指定を受けている養成施設は無い。

○ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）【新旧対照表 P42】

- ・ 知的障害者福祉司に関する養成施設の指定権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲する（第 14 条第 5 号関係）。
- ・ なお、既に改正前の規定に基づいて指定を受けている場合には所要の経過措置が設けられており、改めて指定を受け直す必要はない（第 4 次一括法案附則第 7 条）。

現在のところ、本法の規定に基づいて指定を受けているのは国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科（埼玉県）の1校1課程のみである。

- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律【新旧対照表 P63】
 - ・ 指定都市の区域内に住所を有する受給資格者に対する特別児童扶養手当の受給資格の認定権限を、都道府県知事から指定都市の長に移譲する（第5条第1項関係）。
 - ・ これに伴い、特別児童扶養手当に係る処分に対する不服申立制度についても所要の改正を行い、指定都市の長が自ら処分を行う場合は、都道府県知事への審査請求及び厚生労働大臣への再審査請求、指定都市の長がその下級行政庁に処分権限を委任する場合には、指定都市の長への審査請求、都道府県知事への再審査請求及び厚生労働大臣への再々審査請求を行うことができることとする（第29条及び第30条関係）。（別添3参照）
 - ・ 既に改正前の規定に基づいて受給資格の認定を行っている場合は、所要の経過措置が設けられており、改めて認定をし直す必要はない（第4次一括法案附則第7条）。
 - ・ また、改正前の規定に基づいて不服申立てを行っている場合についても同様に、所要の経過措置が設けられており、改めて不服申立てし直す必要はない（第4次一括法案附則第7条）。

- 精神保健福祉士法（平成7年法律第131号）【新旧対照表 P82】
 - ・ 精神保健福祉士に関する養成施設の指定権限を厚生労働大臣から都道府県知事へ移譲する（第7条第2号及び第3号関係）。
なお、学校の指定権限については、これまでどおり文部科学大臣及び厚生労働大臣に残すこととしている。
 - ・ また、既に改正前の規定に基づいて指定を受けている場合には所要の経過措置が設けており、改めて指定を受け直す必要はない（第4次一括法案附則第7条）。
現在指定を受けている養成施設は、54施設61課程（短期養成施設23校23課程、一般養成施設31校38課程）である。（別添4参照）

※ 上記のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健指定医に係る指定医証の交付等の事務・権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において国から都道府県に権限移譲することとしているが、法律改正事項ではなく、省令改正により事務・権限の移譲を行う予定であるので、併せて御留意願いたい。

2 施行時期

平成27年4月1日（予定）

問合わせ先

【全体】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課企画法令係（内3022）

【身体・知的障害者福祉司関係】

企画課人材養成・障害認定係（内3029）

【特別児童扶養手当関係】

企画課手当係（内3020）

【業務管理体制関係】

企画課監査指導室（内3063）

【精神保健福祉関係】

精神・障害保健課企画法令係（内2297）

電話 03-5253-1111

F A X 03-3502-0892